

# 人事委員会年報

平成26年度

平成27年8月

 鹿児島県人事委員会

# 目 次

第1章 人事委員会の組織及び運営	1
I 人事委員会	1
1 人事委員会委員	1
2 平成26年度人事委員会開催状況	1
II 事務局	4
1 事務局の組織	4
2 事務分掌	4
第2章 人事委員会の業務	6
I 任用	6
1 採用試験等	6
2 選考採用	12
3 昇任試験	13
4 選考昇任	14
5 簡易開示による請求	15
6 規則の制定・改廃	15
II 給与	16
1 給与に関する報告及び勧告	16
2 職員に係る条例の制定・改廃に関する意見の申出	19
3 規則の制定・改廃	20
III 審査	21
1 公平審査	21
2 苦情相談	21
3 職員団体の登録等	22
4 公平委員会事務の受託等	22
5 労働基準監督	22
6 規則の制定・改廃	23

# 第1章 人事委員会の組織及び運営

## I 人事委員会

### 1 人事委員会委員

(平成27年 8月 1日現在)

職	氏名	勤務別	任期	現(前)職
委員長	平田 浩和	常勤	H27.7.17~H31.7.16	元) 総括危機管理監(兼)危機管理局長
委員	渡邊 勝三	非常勤	H26.7.30~H30.7.29	現) 南国交通(株)取締役会長
委員	泉 健子	非常勤	H25.7.27~H29.7.26	元) 鹿児島大学教授

### 2 平成26年度人事委員会開催状況

回	開催日	議題
1	平成26年 4月22日(火)	1 平成26年度警察官A採用試験の受験申込状況について 2 平成25年度苦情相談の状況について 3 平成26年職種別民間給与実態調査について 4 鹿児島県公務公共サービス労働組合協議会からの要求書について
2	5月20日(火)	1 管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について 2 委員長の専決処分について 3 平成26年度警察官A採用試験の第1次試験(教養試験等)の受験状況について 4 判定取消等請求事件(控訴審)について 5 第57回全国人事委員会連合会公平審査事務研修会の開催及び研究テーマについて
3	6月17日(火)	1 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部改正について 2 平成26年度県職員採用試験(上級・民間企業等職務経験者)の受験申込状況について

回	開催日	議題
4	7月23日(水)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 平成26年度身体障害者を対象とする鹿児島県職員採用選考試験の実施について</li> <li>2 職務に専念する義務の特例に関する規則の一部改正について</li> <li>3 委員長の専決処分について</li> <li>4 平成26年度警察官A採用試験の第1次試験合格者数について</li> <li>5 平成26年度県職員採用上級試験の第1次試験合格者数について</li> <li>6 平成26年度民間企業等職務経験者職員採用試験の第1次試験合格者数について</li> <li>7 鹿児島県公務公共サービス労働組合協議会からの要請書について</li> </ol>
5	8月7日(木)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 平成26年度警察官A採用試験の最終合格者の決定について</li> <li>2 人事院勧告の概要について</li> </ol>
6	8月28日(木)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 委員長職務代理者の指定について</li> <li>2 平成26年度鹿児島県職員採用上級試験の最終合格者の決定について</li> <li>3 委託等地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について</li> </ol>
7	9月9日(火)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 平成26年度鹿児島県民間企業等職務経験者職員採用試験の最終合格者の決定について</li> <li>2 平成26年給与等に関する報告及び勧告の基本方針(案)について</li> <li>3 平成26年度警察官B採用試験の受験申込状況について</li> <li>4 平成26年度県職員採用試験(中級・初級)の受験申込状況について</li> </ol>
8	9月26日(金)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 委員長の専決処分について</li> <li>2 平成26年度警察官B採用試験第1次試験(教養試験等)の受験状況について</li> <li>3 鹿児島県地方公務員労働組合協議会からの要求書及び鹿児島県公務公共サービス労働組合協議会からの要請書について</li> </ol>
9	10月2日(木)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 平成26年職員の給与等に関する報告及び勧告について</li> </ol>
10	11月20日(木)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 平成26年度鹿児島県職員採用中級・初級試験の最終合格者の決定について</li> <li>2 平成26年度警察官B採用試験の第1次試験合格者数について</li> <li>3 平成26年度身体障害者を対象とする鹿児島県職員採用選考試験の第1次試験合格者数について</li> <li>4 平成26年九州各県人事委員会報告・勧告の概要について</li> </ol>

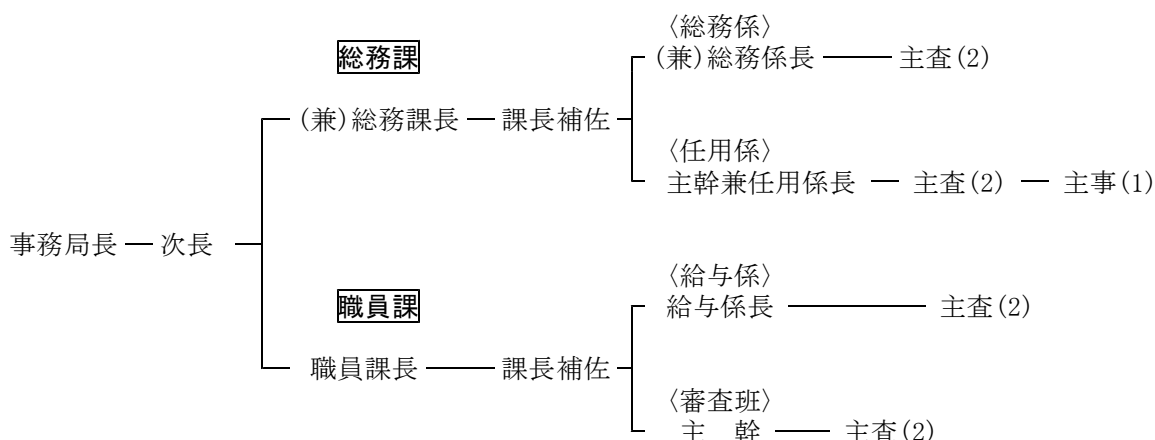
回	開催日	議題
11	12月 3日(水)	1 職員に関する条例の制定等に係る意見の申出について
12	12月11日(木)	1 平成26年度警察官B採用試験の最終合格者の決定について
13	12月19日(金)	1 平成26年度身体障害者を対象とする鹿児島県職員採用選考試験の最終合格者の決定について 2 公益社団法人鹿児島県獣医師会からの要請書について
14	平成27年 1月20日(火)	1 平成27年度鹿児島県警察官採用試験実施計画について 2 職員の昇任選考について 3 平成26年度鹿児島県職員採用試験結果の概要について
15	2月24日(火)	1 職員の採用選考について 2 職員に関する条例の制定等に係る意見の申出について 3 平成26年度鹿児島県職員採用上級試験区分「総合行政」の最終合格者の採用辞退状況について
16	3月13日(金)	1 一般任期付職員の任期を定めた採用の承認について 2 職員の採用選考について 3 職員の昇任選考について 4 事務局職員の任免について
17	3月20日(金)	1 平成27年度鹿児島県職員採用試験実施計画について 2 平成27年度鹿児島県人事委員会年間行事計画について 3 判定取消等請求事件(上告)について

※定例の委員会における「翌月の委員会開催日程協議」についての記載は省略。

## II 事務局

### 1 事務局の組織

(平成27年4月1日現在)



### 2 事務分掌

#### 総務課

##### 総務係

- (1) 委員に関すること。
- (2) 委員会の会議及び議事に関すること。
- (3) 公印の保管、使用等に関すること。
- (4) 事務局の組織並びに事務局職員の人事、研修及び厚生福利に関すること。
- (5) 文書及び物件の收受、発送、保管及び廃棄に関すること。
- (6) 予算及び決算に関すること。
- (7) 厚生福利制度の研究及びその成果の提出に関すること。
- (8) 人事機関及び職員に関する条例の制定及び改廃に関する意見の申出に関すること  
(総務係の分掌事務に係るもの)。
- (9) 他の係の所管に属しない事項に関すること。
- (10) その他前各号の事務を執行するに必要な事務に関すること。

##### 任用係

- (1) 人事機関及び職員に関する条例の制定及び改廃に関する意見の申出に関すること  
(任用係の分掌事務に係るもの)。
- (2) 人事行政に関する調査に関すること。
- (3) 人事記録の管理及び人事に関する統計報告の作成に関すること。
- (4) 人事行政の運営に関する勧告に関すること。
- (5) 任命方法の一般的基準の制定に関すること。
- (6) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少に基づく廃職又は過員により離職した者の復職条件の決定に関すること。
- (7) 競争試験及び選考に関すること。
- (8) 任用に関すること。
- (9) 条件付採用期間の延長の決定に関すること。
- (10) 職階制に関する計画の立案及び実施に関すること。
- (11) 研修及び勤務成績の評定に関する研究及びその成果の提出並びに必要な事項の勧告に関すること。
- (12) 職員の定年等に関すること。
- (13) その他前各号の事務を執行するに必要な事務に関すること。

## 職員課

### 給与係

- (1) 給与、勤務時間その他の勤務条件の研究及びその成果の関係機関への提出に関すること。
- (2) 給料表に関する報告及び勧告に関すること。
- (3) 給与、勤務時間その他の勤務条件に関し講ずべき措置についての勧告に関すること。
- (4) 給与の支払の監理に関すること。
- (5) 職務に専念する義務の特例に関すること。
- (6) 人事機関及び職員に関する条例の制定及び改廃に関する意見の申出に関すること（給与係の分掌事務に係るもの）。
- (7) その他前各号の事務を執行するに必要な事務に関すること。

### 審査班

- (1) 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求に対する審査、判定及び必要な措置に関すること。
- (2) 不利益な処分についての不服申立てに対する審査、決定、裁決及び必要な措置に関すること。
- (3) 職員の苦情処理に関すること。
- (4) 職員の分限、懲戒及び服務に関すること。
- (5) 職員の営利企業等の従事制限に関すること。
- (6) 職員団体の登録、登録の効力の停止及び登録の取消しに関すること。
- (7) 職員団体等に対する法人格の付与に関する法律に基づく規約の認証及び認証の取消しに関すること。
- (8) 勤務条件に関する労働基準監督に関すること。
- (9) 管理職員等の範囲の指定に関すること。
- (10) 委託された公平委員会の事務の処理に関すること。
- (11) 人事機関及び職員に関する条例の制定及び改廃に関する意見の申出に関すること（審査班の分掌事務に係るもの）。
- (12) その他前各号の事務を執行するに必要な事務に関すること。

## 第2章 人事委員会の業務

### I 任用

#### 1 採用試験等

平成26年度に実施した採用試験等の結果の概要は、次のとおりである。

##### (1) 上級試験

大学卒業程度の学力を有する者を対象とする試験である。

事務職2職種（総合行政及び警察事務）と技術職10職種について、第1次試験を6月22日、第2次試験を7月25日～8月12日に実施し、8月29日に最終合格者を発表した。

受験者数692人、最終合格者数76人、平均競争率9.1倍という状況であった。25年度に比べ、受験者数は86人（11.1%）減少した。

職種別に見ると、事務職「総合行政」の受験者数は509人、「警察事務」の受験者数は40人で、平均競争率は11.0倍であった。

一方、技術職の場合、全体の平均競争率は5.5倍で、「化学Ⅱ」が20.0倍と最も高く、「農業」が3.2倍で最も低かった。

##### (2) 民間企業等職務経験者採用試験

民間企業等において、5年以上の職務経験を有する者（年齢30歳から39歳まで）を対象とする試験である。

事務職（行政）について、第1次試験を6月22日、第2次試験を8月22日～24日に実施し、9月10日に最終合格者を発表した。

受験者数191人、最終合格者数8人、競争率23.9倍という状況であった。25年度に比べ、受験者数は12人（6.7%）増加した。

##### (3) 中級試験

短期大学卒業程度の学力を有する者を対象とする試験である。

事務職2職種（一般事務及び教育事務）と技術職1職種（土木）について、第1次試験を9月28日、第2次試験を10月16日～11月7日に実施し、11月21日に最終合格者を発表した。

受験者数536人、最終合格者数80人、競争率6.7倍であった。

職種別の競争率を見ると、「一般事務」が8.5倍、「教育事務」が5.2倍、「土木」が3.2倍であった。

##### (4) 初級試験

高等学校卒業程度の学力を有する者を対象とする試験である。

事務職2職種（一般事務及び警察事務）と技術職1職種（土木）について、第1次試験を9月28日、第2次試験を10月16日～11月7日に実施し、11月21日に最終合格者を発表した。

受験者数341人、最終合格者数29人、平均競争率11.8倍という状況であった。

職種別の競争率を見ると、「一般事務」が12.1倍、「警察事務」が15.0倍、「土木」が3.0倍であった。

##### (5) 警察官採用試験

大学を卒業した者（卒業見込みを含む。）を対象とする「警察官A」については、男性・女性・武道の3区分について、第1次試験を5月11日、第2次試験を7月14日～18日に実施し、8月8日に最終合格者を発表した。受験者数473人、最終合格者数105人、平均競争率4.5倍という状況であった。

一方、大学を卒業した者（卒業見込みを含む。）以外を対象とする「警察官B」については、男性・女性・武道の3区分について、第1次試験を9月21日、第2次試験を11月20日～27日に実施し、12月12日に最終合格者を発表した。受験者数336人、最終合格者数80人、平均競争率4.2倍という状況であった。



また、「警察官A」、「警察官B」とともに、男性区分については、警視庁（東京都）、神奈川県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県の6都府県と共同試験方式で実施した。

**(6) 身体障害者を対象とする職員採用選考試験**

任命権者からの依頼を受けて、平成11年度から実施している身体障害者を対象とする職員採用選考試験を実施した。

一般事務及び警察事務（高等学校卒業程度）について、第1次試験を11月9日、第2次試験を12月8日、9日に実施し、12月22日に最終合格者を発表した。

受験者数15人、最終合格者数3人、平均競争率5.0倍という状況であった。

# 平成26年度職員採用試験実施結果

(単位：人，%，倍)

試験区分		申込者数	受験者数	受験率	1次合格者数	最終合格者数	競争率	採用者数	
上級	総合行政	643( 656)	509( 515)	79.2( 78.5)	104( 72)	48( 39)	10.6(13.2)	37( 23)	
	警察事務	53( 98)	40( 80)	75.5( 81.6)	13( 19)	2( 9)	20.0( 8.9)	2( 7)	
	心理	15( 20)	12( 17)	80.0( 85.0)	5( 7)	1( 2)	12.0( 8.5)	1( 2)	
	農業	23( 31)	19( 27)	82.6( 87.1)	16( 14)	6( 3)	3.2( 9.0)	5( 3)	
	畜産	6( 15)	5( 11)	83.3( 73.3)	4( 6)	1( 3)	5.0( 3.7)	1( 3)	
	農業土木	10( 5)	6( 4)	60.0( 80.0)	5( 3)	1( 1)	6.0( 4.0)	1( 1)	
	生活改良	— ( — )	— ( — )	— ( — )	— ( — )	— ( — )	— ( — )	— ( — )	
	林業	23( 13)	13( 11)	56.5( 84.6)	9( 4)	2( 1)	6.5(11.0)	2( 1)	
	水産	13( 26)	12( 17)	92.3( 65.4)	5( 9)	2( 2)	6.0( 8.5)	2( 2)	
	建築	4( 8)	4( 6)	100.0( 75.0)	3( 3)	1( 1)	4.0( 6.0)	1( 1)	
	電気	— ( — )	— ( — )	— ( — )	— ( — )	— ( — )	— ( — )	— ( — )	
	化学Ⅰ	35( 44)	31( 35)	88.6( 79.5)	16( 14)	5( 4)	6.2( 8.8)	5( 3)	
	化学Ⅱ	25( 29)	20( 26)	80.0( 89.7)	5( 9)	1( 2)	20.0(13.0)	1( 2)	
	栄養士	— ( — )	— ( — )	— ( — )	— ( — )	— ( — )	— ( — )	— ( — )	
	保健師	24( 33)	21( 29)	87.5( 87.9)	16( 14)	6( 6)	3.5( 4.8)	6( 6)	
合計	874( 978)	692( 778)	79.2( 79.6)	201(174)	76( 73)	9.1(10.7)	64( 54)		
民間	行政	246( 231)	191( 179)	77.6( 77.5)	27( 29)	8( 7)	23.9(25.6)	6( 7)	
	合計	246( 231)	191( 179)	77.6( 77.5)	27( 29)	8( 7)	23.9(25.6)	6( 7)	
中級	一般事務	462( 381)	333( 277)	72.1( 72.7)	100( 64)	39( 33)	8.5( 8.4)	33( 26)	
	教育事務	238( 252)	187( 193)	78.6( 76.6)	91( 60)	36( 33)	5.2( 5.8)	30( 25)	
	土木	24( 25)	16( 15)	66.7( 60.0)	14( 10)	5( 2)	3.2( 7.5)	4( 2)	
	保育士	— ( — )	— ( — )	— ( — )	— ( — )	— ( — )	— ( — )	— ( — )	
	学校栄養職員	— ( — )	— ( — )	— ( — )	— ( — )	— ( — )	— ( — )	— ( — )	
合計	724( 658)	536( 485)	74.0( 73.7)	205(134)	80( 68)	6.7( 7.1)	67( 53)		
初級	一般事務	268( 249)	242( 216)	90.3( 86.7)	41( 58)	20( 24)	12.1( 9.0)	13( 19)	
	警察事務	96( 79)	90( 76)	93.8( 96.2)	17( 28)	6( 16)	15.0( 4.8)	3(※14)	
	農業土木	— ( — )	— ( — )	— ( — )	— ( — )	— ( — )	— ( — )	— ( — )	
	林業	— ( 6)	— ( 6)	— (100.0)	— ( 5)	— ( 1)	— ( 6.0)	— ( 0)	
	土木	9( 18)	9( 15)	100.0( 83.3)	4( 11)	3( 7)	3.0( 2.1)	0( 5)	
	建築	— ( — )	— ( — )	— ( — )	— ( — )	— ( — )	— ( — )	— ( — )	
合計	373( 352)	341( 313)	91.4( 88.9)	62(102)	29( 48)	11.8( 6.5)	16( 38)		
上・民間・中・初級合計		2,217(2,219)	1,760(1,755)	79.4( 79.1)	495(439)	193(196)	9.1( 9.0)	153(152)	
警察官	A区分	男性	451( 502)	414( 447)	91.8( 89.0)	177(238)	85(137)	4.9( 3.3)	60( 97)
		女性	57( 77)	52( 65)	91.2( 84.4)	29( 25)	18( 18)	2.9( 3.6)	11( 12)
		武道	7( 6)	7( 6)	100.0(100.0)	5( 3)	2( 2)	3.5( 3.0)	2( 2)
	B区分	男性	298( 377)	263( 335)	88.3( 88.9)	187(186)	66( 65)	4.0( 5.2)	60( 51)
		女性	79( 69)	71( 61)	89.9( 88.4)	39( 31)	12( 11)	5.9( 5.5)	12( 10)
		武道	2( 1)	2( 1)	100.0(100.0)	2( 0)	2( 0)	1.0( — )	2( 0)
合計	894(1,032)	809( 915)	90.5( 88.7)	439(483)	185(233)	4.4( 3.9)	147(172)		
総計		3,111(3,251)	2,569(2,670)	82.6( 82.1)	934(922)	378(429)	6.8( 6.2)	300(324)	
身障 選考	一般事務	17( 29)	14( 23)	82.4( 79.3)	11( 14)	3( 4)	4.7( 5.8)	2( 3)	
	警察事務	1( 1)	1( 1)	100.0(100.0)	0( 1)	0( 1)	— ( 1.0)	0( 0)	
	合計	18( 30)	15( 24)	83.3( 80.0)	11( 15)	3( 5)	5.0( 4.8)	2( 3)	

(注) ・ ( ) 内は、平成25年度実績  
 ・ ※には、平成26年8月以降に採用された3名を含む。

## 平成26年度 鹿児島県職員採用試験等実施一覧

試験名	上 級	民間企業等職務経験者	中 級	初 級
試験区分	総合行政 警察事務 心理業務 農畜産業 農業土木 林業土木 水産業 建築Ⅰ 化学Ⅱ 化学Ⅰ 保健師	行政	一般事務 教育事務 土木	一般事務 警察事務 土木
受験資格	①昭和60.4.2～平成5.4.1に生まれた者。 ただし、保健師は昭和60.4.2～平成6.4.1に生まれた者。 ②平成5.4.2以降に生まれた者で、学校教育法による大学（4年制以上のもの）を卒業した者若しくは平成27.3末までに卒業見込みの者又はこれらと同等の資格があると人事委員会が認める者。 化学Ⅱ及び保健師は資格又は免許を必要とする。	①昭和50.4.2～60.4.1に生まれた者 ②民間企業等における職務経験を5年以上有する者	昭和62.4.2～平成7.4.1に生まれた者	平成5.4.2～平成9.4.1に生まれた者
公告日	4月4日(金)		4月4日(金)	
受付期間	5月7日(水) ～5月23日(金)		8月13日(水) ～8月29日(金)	
1次試験日 [試験地]	6月22日(日) [鹿児島市]		9月28日(日) [鹿児島市]	
1次合格者 決定日	7月3日(木)	7月15日(火)	10月2日(木)	
1次合格者 発表日	7月4日(金)	7月16日(水)	10月3日(金)	
2次試験日 [試験地]	7月25日(金) ～ 8月12日(火) [鹿児島市]	8月22日(金) ～ 8月24日(日) [鹿児島市]	10月16日(木) ～ 11月7日(金) [鹿児島市]	
最終合格者 決定日 (委員会)	8月28日(木)	9月9日(火)	11月20日(木)	
最終合格者 発表日	8月29日(金)	9月10日(水)	11月21日(金)	

試験名	警察官		身体障害者を対象とする職員採用選考試験
試験区分	警察官A(男性) 警察官A(女性) 警察官A(武道)	警察官B(男性) 警察官B(女性) 警察官B(武道)	一般事務 警察事務
受験資格	<p>昭和58.4.2～平成5.4.1に生まれた者で、学校教育法による大学（4年制以上のもの）を卒業した者若しくは平成27.3末までに卒業見込みの者又はこれらと同等の資格があると人事委員会が認める者</p> <p>平成5.4.2～H9.4.1に生まれた者で、学校教育法による大学（4年制以上のもの）を卒業した者又は平成27.3末までに卒業見込みの者</p> <p>警察官A（武道）は、上記に該当する男性で、柔道又は剣道が3段以上であることを必要とする。</p>	<p>昭和58.4.2～平成9.4.1に生まれた者で、警察官Aの受験資格に該当しない者</p> <p>警察官B（武道）は、上記に該当する男性で、柔道2段（高等学校を平成27.3末までに卒業見込みの者は初段）以上又は剣道2段以上であることを必要とする。</p>	<p>身体障害者手帳の交付を受けている者で、昭和59.4.2～平成9.4.1に生まれた者</p> <p>自力により通勤でき、かつ、介護者なしに職務の遂行が可能で、鹿児島県内に居住していることを必要とする。</p>
公告日	2月25日(火)	2月25日(火)	—
受付期間	3月31日(月) ～4月16日(水)	8月6日(水) ～8月22日(金)	9月12日(金) ～10月1日(水)
1次試験日 [試験地]	5月11日(日) [鹿児島市]	9月21日(日) [鹿児島市, 鹿屋市, 奄美市]	11月9日(日) [鹿児島市]
1次合格者 決定日	6月26日(木)	11月6日(木)	11月18日(火)
1次合格者 発表日	6月27日(金)	11月7日(金)	11月19日(水)
2次試験日 [試験地]	7月14日(月) ～ 7月18日(金) [鹿児島市]	11月20日(木) ～ 11月27日(木) [鹿児島市]	12月8日(月) ～ 12月9日(火) [鹿児島市]
最終合格者 決定日 (委員会)	8月7日(木)	12月11日(木)	12月19日(金)
最終合格者 発表日	8月8日(金)	12月12日(金)	12月22日(月)

## 採用試験等の実施方法

区 分		第 1 次試験	第 2 次試験
上 級		<ul style="list-style-type: none"> <li>・教養試験（択一式）</li> <li>・専門試験（択一式：保健師を除く）</li> <li>・PR論文試験（総合行政のみ）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・論文試験（記述式：総合行政、警察事務、保健師）</li> <li>・専門試験（記述式：保健師を除く技術職）</li> <li>・面接試験</li> <li>・適性検査</li> </ul>
民間経験者		<ul style="list-style-type: none"> <li>・教養試験（択一式）</li> <li>・経験論文試験</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・面接試験</li> <li>・適性検査</li> </ul>
中 級		<ul style="list-style-type: none"> <li>・教養試験（択一式）</li> <li>・専門試験（択一式）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・論文試験（記述式：一般事務、教育事務）</li> <li>・専門試験（記述式：土木）</li> <li>・面接試験</li> <li>・適性検査</li> </ul>
初 級		<ul style="list-style-type: none"> <li>・教養試験（択一式）</li> <li>・専門試験（択一式：土木のみ）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作文試験</li> <li>・面接試験</li> <li>・適性検査</li> </ul>
警 察 官	警察官 A （男性） （女性）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教養試験（択一式）</li> <li>・論文試験（第2次試験で採点）</li> <li>・適性検査</li> <li>・身体・体力検査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・面接試験</li> </ul>
	警察官 A （武道）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教養試験（択一式）</li> <li>・論文試験（第2次試験で採点）</li> <li>・適性検査</li> <li>・身体・体力検査</li> <li>・実技試験（柔道，剣道）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・面接試験</li> </ul>
	警察官 B （男性） （女性）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教養試験（択一式）</li> <li>・作文試験（第2次試験で採点）</li> <li>・適性検査</li> <li>・身体・体力検査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・面接試験</li> </ul>
	警察官 B （武道）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教養試験（択一式）</li> <li>・作文試験（第2次試験で採点）</li> <li>・適性検査</li> <li>・身体・体力検査</li> <li>・実技試験（柔道，剣道）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・面接試験</li> </ul>
身体障害者を 対象とする 職員採用選考試験		<ul style="list-style-type: none"> <li>・教養試験（択一式）</li> <li>・作文試験</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・面接試験</li> <li>・適性検査</li> <li>・身体検査</li> </ul>

## 2 選考採用

平成26年度の選考採用の概要は、次のとおりである。

役付職41人、一般職109人の計150人で、うち人事委員会の選考にかかるもの76人、任命権者の選考にかかるもの74人（医師，看護師等）となっている。

役付職41人の内訳は、部長級1人，次長級2人，課長級10人，課長補佐級4人，係長級24人である。

### 平成26年度 選考採用結果

(単位：人)

職名		任命権者					計
		知事	教育委員会	警察本部長	県立病院 事業管理者		
役付職	部長級	1					1
	次長級	2					2
	課長級	4	2	4			10
	課長補佐級		1	3			4
	係長級	7	1	6	10		24
	小計	14	4	13	10		41
一般職	医務技師				28		28
	獣医務技師	2					2
	看護技師				9		9
	衛生技師	14			15		29
	診療放射線技師				1		1
	理学療法技師				1		1
	臨床検査技師				1		1
	言語聴覚士				1		1
	児童自立支援主事	2					2
	司書		2				2
	臨床心理士			2			2
	精神保健福祉主事				1		1
	工業技師	1					1
	主事	10	1		1		12
	畜産技師	1					1
	水産技師	1					1
	土木技師	1					1
	船舶職員			1			1
警察官			13			13	
小計	32	3	16	58		109	
合計	46	7	29	68		150	

### 3 昇任試験

職員の昇任のための試験は、警察官について実施しているが、これは警部補以下の階級にある警察官を警部、警部補、巡査部長にそれぞれ昇任させるためのものであり、試験の実施と昇任候補者名簿の作成は警察本部長に委任している。

平成26年度は、警部昇任試験、警部補昇任試験及び巡査部長昇任試験がそれぞれ1回実施され、その試験結果は次の表のとおりである。

#### 平成26年度 警察官昇任試験結果

(単位：人，倍)

試験区分 (昇任試験)	第1次試験		第2次試験		第3次試験		競争率 A/B
	受験者 A	合格者	受験者	合格者	受験者	合格者 B	
警 部	372	95	94	40	40	26	14.3
警 部 補	481	105	104	50	50	38	12.7
巡査部長	622	156	156	70	70	52	12.0

(注) 警部、警部補及び巡査部長の第1次試験合格者には、第1次試験免除者を含む。

#### 4 選考昇任

一般職員にかかる係長（係長相当職を含む）以上の職への昇任及び警察官（警視及び警部以下の職で、人事委員会が認める者（選抜昇任及び選考昇任））にかかる昇任について、平成26年度に選考した者は665人である。

#### 平成26年度 選考昇任結果

(単位：人)

任命権者 職名	知	事	教育委員会	警察本部長	県立病院 事業管理者	計
部長又は部長級	15				2	17
次長又は次長級	34					32
課長又は課長級	76	30	4	6		116
補佐又は補佐級	129	51	5	5		190
係長又は係長級	78	21	6	40		145
小計	332	102	15	53		502
警視				16		16
警部				30		30
警部補				58		58
巡査部長				59		59
小計				163		163
合計	332	102		178	53	665



## 5 簡易開示による請求

人事委員会で実施する職員採用試験において、簡易な方法による個人情報の開示申出をした者の数は、第1次試験で83人、第2次試験で195人である。

### 平成26年度 簡易開示結果

(単位：人，%)

区 分	第 1 次 試 験			第 2 次 試 験			合 計		
	申出者	対象者	申出者 割合	申出者	対象者	申出者 割合	申出者	対象者	申出者 割合
	A	B	A/B×100	A	B	A/B×100	A	B	A/B×100
上 級	31	491	6.3	56	182	30.8	87	673	12.9
中 級	13	331	3.9	43	182	23.6	56	513	10.9
初 級	17	279	6.1	14	56	25.0	31	335	9.3
上中初 級 計	61	1,101	5.5	113	420	26.9	174	1,521	11.4
警 察 官 A	3	262	1.1	30	198	15.2	33	460	7.2
警 察 官 B	7	108	6.5	45	223	20.2	52	331	15.7
警 察 官 計	10	370	2.7	75	421	17.8	85	791	10.7
民 間 経 験 者	11	164	6.7	6	27	22.2	17	191	8.9
競 争 試 験 計	82	1,635	5.0	194	868	22.4	276	2,503	11.0
身 障 選 考	1	4	25.0	1	8	12.5	2	12	16.7
総 計	83	1,639	5.1	195	876	22.3	278	2,515	11.1

## 6 規則の制定・改廃

平成26年度に行った規則の制定・改廃は、次の表のとおりである。

規則番号	公布年月日 (施行年月日)	規 則 名	概 要
第1号	平26. 4. 1 (平26. 4. 1)	公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	派遣先団体の追加及び削除に伴う改正
第3号	平26. 6. 27 (平26. 6. 27)	公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	派遣先団体の名称変更に伴う改正

## II 給 与

### 1 給与に関する報告及び勧告

本委員会は、平成26年10月10日、議長及び知事に対して、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、職員の給与等について報告し、併せて給与の改定について勧告したが、その概要は次のとおりである。

#### 《給与勧告のポイント》

##### 1 本年の給与改定

月例給、ボーナスともに7年ぶりの引上げ

- ① 職員給与が民間給与を下回る較差（793円，0.21％）を解消するため、給料月額を引上げ
- ② 期末手当・勤勉手当（ボーナス）を引上げ（3.95月→4.10月）

～ ①と②の結果、平均年間給与は6.9万円（1.1％）の増加 ～

##### 2 給与制度の総合的見直し（平成27年4月から実施）

人事院勧告の内容に準じて、給料表の水準を引下げ（平均2％引下げ） 等

#### (1) 職員の給与と民間の給与との比較

企業規模50人以上で事業所規模50人以上の県内民間事業所587事業所から、無作為に抽出した143事業所を対象に調査（調査完了率90.9％）

##### ア 月例給

民間事業所の従事者（事務・技術職）と職員（行政職）の4月分給与を役職段階、年齢、学歴が同じ者同士で比較

民間給与①	職員給与②	較 差 ①－②
375,829円	375,036円	793円（0.21％）

(注) 職員の平均年齢は44.4歳、平均経験年数は23.0年である。

##### イ 特別給（ボーナス）

昨年8月から本年7月までの民間の支給割合と職員の年間支給月数を比較

民間の支給割合 4.09月分（職員の支給月数 3.95月分）

#### (2) 給与改定

地方公務員法等の趣旨に則り、民間企業の給与水準を踏まえるとともに、本年の人事院勧告の内容、他の都道府県の動向等を総合的に勘案し、以下のように取り扱うことが必要

##### ア 本年の給与改定

###### (7) 給料表

- ・ 行政職給料表については、若年層に重点を置きながら広い範囲の号給について引上げ（平均改定率0.21％）
- ・ その他の給料表については、行政職給料表との均衡を基本に引上げ

- (イ) 期末手当・勤勉手当  
勤勉手当を0.15月引上げ（3.95月→4.10月）
- (ウ) 初任給調整手当  
医師・歯科医師に対する初任給調整手当を人事院勧告の内容に準じて引上げ（最高支給限度額410,900円→412,200円）
- (エ) その他の課題  
職員の給与については、国における見直し等を踏まえて、適切に見直しを行う必要  
教育職員の給与については、国における見直し等を踏まえて、適切に対応するとともに、今後とも国の動向等を注視する必要
- (オ) 改定の実施時期  
平成26年4月1日

○ 改定額（改定率）

区分	給料	はね返り	計
行政職	779円	17円	796円（0.21%）

- (注) 1 改定額とは、勧告どおり実施された場合の職員（新規学卒の採用者等を除く行政職）の平均引上げ額（引上げ後の平均給与月額 375,036円→375,832円）  
2 はね返りとは、給料の引上げに連動して引上げられる定率の手当分

イ 給与制度の総合的見直し（平成27年4月以降）

人事院は、民間賃金の低い地域における官民給与の実情をより適切に反映するための見直し（地域間配分の見直し）、官民の給与差を踏まえた50歳台後半層の水準の見直し（世代間配分の見直し）及び公務組織の特性、円滑な人事運用の要請等を踏まえた諸手当の見直しを行うなどとする勧告を行った。この内容に準じ、以下のような見直しを実施

- (7) 給料表等の見直し
  - ・ 給料表については、人事院勧告の内容に準じて、給料表水準の引下げ（平均2%）などを内容とする改定（医療職給料表（一）を除く）
  - ・ 給料表の見直しに伴い、55歳を超える職員（行政職給料表5級以下の職員等を除く）に対する給料等の0.5%減額支給措置を廃止
- (イ) 諸手当の見直し  
地域手当、単身赴任手当及び管理職員特別勤務手当については、人事院勧告の内容に準じて、支給割合又は支給額の引上げ等  

{	地域手当	東京都特別区	18%→20%	}
	単身赴任手当	基礎額	23,000円→30,000円 等	
- (ウ) 改定の実施時期等  
給料表の見直しは平成27年4月1日から実施（給料月額が下がる職員には3年間の経過措置）。給料等の0.5%減額支給措置は平成30年3月31日をもって廃止  
諸手当については平成27年4月1日から実施（平成30年3月31日までの間は段階的に実施）

(3) 雇用と年金の接続及び再任用職員の給与

ア 雇用と年金の接続

人事院においては、雇用と年金の接続のため、適切な制度が整備されるよう、積極的に取り組むこととしており、本県においては、国及び他の都道府県の動向等を注視しながら、本県の実情を踏まえ、検討を進める必要

## イ 再任用職員の給与

再任用職員の単身赴任手当について、人事院勧告に準じて新設する必要

## (4) 人事管理・公務運営の改善

### ア 能力及び実績に基づく人事管理

地方公務員法の改正内容を踏まえ、評価の公正性や納得性の確保の観点から、評定者研修の充実や評価結果のフィードバックの実施等を図るとともに、評価結果の任用への更なる活用、給与への適切な反映等について、一層検討を進める必要

### イ 勤務環境の整備

#### (7) 超過勤務の縮減及び勤務時間の管理

- ・ 業務執行態勢等の必要な見直しを行うほか、管理監督職員においては、勤務時間管理におけるその役割を十分認識し、一層適正な勤務時間管理に取り組む必要
- ・ 学校における教員の勤務時間については、勤務の実情把握に努め、適切な勤務環境の確保のための取組を進める必要

#### (イ) 健康管理

- ・ 休職者のうち精神疾患を原因とする者の割合は依然として高い水準で推移していることから、メンタルヘルス不調者の発生防止や早期発見・早期対応、円滑な職場復帰支援、再発防止など、計画的・継続的な対策の充実に一層努める必要
- ・ 管理監督職員にあつては、日頃のコミュニケーション等を通して、メンタルヘルス不調への気付きや、周りに相談しやすい職場環境づくりに努める必要

#### (ウ) ハラスメントの防止

- ・ ハラスメントの発生防止や排除のために、職員への周知・啓発を図るとともに、職員一人ひとりがこうした行為を見逃さずに向き合うことのできる職場環境の確保に努める必要

#### (I) 女性の登用の拡大、仕事と生活の両立支援

- ・ 女性職員の登用の拡大について、更に取組を進める必要
- ・ 男性職員が育児休業を積極的に取得できるような職場環境づくりに、より一層取り組むとともに、配偶者同行休業制度について他の都道府県の動向等を注視する必要
- ・ 年次有給休暇を取得しやすい雰囲気醸成や環境整備等に更に取り組んでいく必要

## (5) む す び

人事委員会の勧告制度は、労働基本権制約の代償措置として設けられているものであり、職員に対し適正な処遇を確保することは、職員の士気を高めるとともに、有為な人材の確保を可能にし、将来にわたって行政運営の安定を図るためにも重要

県議会及び知事におかれては、給与勧告制度が果たしている役割に深い理解を示され、この報告に十分留意されるとともに、この勧告どおり実施されるよう要請

## 2 職員に係る条例の制定・改廃に関する意見の申出

県議会から、職員の給与に関する次の条例案について意見を求められたのに対し、全ての議案について適当と認める旨の意見を提出した。

意見提出 年 月 日	議 案 番 号	件 名	概 要
26. 12. 3	議案第116号	鹿児島県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給料表の引上げ（若年層に重点を置きながら広い範囲の号給を対象）</li> <li>・初任給調整手当の限度額の引上げ</li> <li>・勤勉手当の引上げ</li> </ul>
	議案第118号	鹿児島県職員等の配偶者同行休業に関する条例制定の件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員が、外国で勤務をする配偶者と生活を共にすることを可能とする休業制度の創設</li> </ul>
	議案第132号	鹿児島県学校職員の給与に関する条例及び鹿児島県学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議案第116号に準じた改正</li> <li>・教員特殊業務手当の引上げ</li> </ul>
	議案第133号	鹿児島県地方警察職員の給与に関する条例及び鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例制定の件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議案第116号に準じた改正</li> <li>・銃器犯罪捜査等作業手当の上限額の引上げ</li> </ul>
27. 2. 24	議案第 38号	鹿児島県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給料表の引下げ</li> <li>・地域手当及び単身赴任手当の引上げ並びに管理職員特別勤務手当の対象となる勤務の追加 (給与制度の総合的見直し)</li> </ul>
	議案第 39号	鹿児島県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例制定の件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・退職した職員の退職前5年間（60箇月分）の職責に応じて加算される「退職手当の調整額」の引上げ</li> </ul>
	議案第 56号	鹿児島県学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議案第38号に準じた改正</li> </ul>
	議案第 61号	鹿児島県地方警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議案第38号に準じた改正</li> </ul>

### 3 規則の制定・改廃

平成26年度に行った規則の制定・改廃は、次の表のとおりである。

規則番号	公布年月日 (施行年月日)	規則名	概要
第4号	平26. 8. 1 (平26. 8. 1)	職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則	職務専念義務の免除規定に、消防団員としての活動を行う場合を追加

### Ⅲ 審 査

#### 1 公平審査

##### (1) 不利益処分についての不服申立ての状況

平成26年度は、新たな不服申立てではなく、前年度から繰り越したものが12件あるが、年度内に審査、判定を行った事案はなかった。

平成26年度末現在における不利益処分についての不服申立ての係属状況は、次の表のとおりである。

任命権者等	件数 25年度からの繰越件数	新規受付 件 数	26年度中処理件数			26年度末 係属件数
			取下げ	却 下	判 定	
知 事	10	0	0	0	0	10
教育委員会	2	0	0	0	0	2
警察本部長	0	0	0	0	0	0
県関係計	12	0	0	0	0	12
受託団体等	0	0	0	0	0	0
計	12	0	0	0	0	12

##### (2) 勤務条件に関する措置要求の状況

平成26年度は、新たな措置要求はなく、前年度から繰り越したものもなかった。

#### 2 苦情相談

平成26年度に受け付けた苦情相談の件数は、次の表のとおりである。

##### (1) 任命権者等別

区 分	知 事	教育委員会	警察本部長	受託団体等	不 明	計
相談件数	3	2	0	2	0	7

##### (2) 相談内容

相 談 内 容	任用関係	給与関係	勤務時間・ サービス関係	健 康 ・ 安全関係	セクハラ	パワハラ	いじめ等 (パワハラ除く)	公平審査 関 係	その他	計
件 数	4	0	1	0	1	1	0	0	0	7

### 3 職員団体の登録等

平成26年度は、1団体を新規登録し、平成26年度末現在の登録職員団体は、31団体（県関係4団体、受託団体等関係27団体）である。

また、23団体から32件の登録事項の変更の届出があり、変更登録を行った。

なお、登録職員団体は、別表1のとおりである。

### 4 公平委員会事務の受託等

平成26年度末現在、当委員会が公平委員会の事務を受託している団体数、及び「奄美群島の復帰に伴う自治省関係法令の適用の暫定措置等に関する政令（昭和28年12月24日政令第402号）」第6条の規定に基づき当委員会が処理している団体数は、次の表のとおりである。

なお、受託等団体は、別表2のとおりである。

（平成27年3月31日現在）

区 分	団体数	受託等団体数			非受託等団体数		
		受託	政令 402号	計	独自の公 平委員会	その他	計
市	19	7	1	8	11	0	11
町 村	24	13	11	24	0	0	0
市町村計	43	20	12	32	11	0	11
一部事務組合等	38	27	10	37	0	1	1
合 計	81	47	22	69	11	1	12

### 5 労働基準監督

#### (1) 事業所区分

本県の機関の事業所区分については、鹿児島労働局と協議した上で、平成26年6月16日付けで改正した。

なお、本県の機関の事業所区分は、別表3のとおりである。

#### (2) クレーン等の検査

平成26年度は、2事業所で第一種圧力容器（計3基）の落成検査を実施した。

なお、特定機械等の性能検査については、労働安全衛生法第41条第2項に規定する登録性能検査機関が行い、同機関から性能検査結果報告書の提出を受けている。

平成26年度末におけるクレーン等の設置事業所は、24事業所であり、その設置状況は、別表4のとおりである。



### (3) 労働基準及び労働安全衛生に関する調査の実施

当委員会が労働基準監督機関として職権を行使する201事業所の労働基準関係事務について、関係法令等の遵守状況等を調査し、併せて指導監督するため、平成26年度は10事業所を対象に実地調査を行うとともに、8事業所を対象に書面（フォロー）調査を行った。

その他、3年毎に当委員会が所管する全事業所に対し、書面による実態調査を行っている。

### (4) 解雇予告除外認定

平成26年度に行った解雇予告除外認定（不認定含む）は、次の表のとおりである。

申請者	事業の種類	申請年月日	通知年月日
教育委員会教育長	教育の事業	平26. 7. 1	平26. 7. 4（認定）
教育委員会教育長	教育の事業	平26.10. 6	平26.10. 7（認定）

## 6 規則の制定・改廃

平成26年度に行った規則の制定・改廃は、次の表のとおりである。

規則番号	公布年月日 (施行年月日)	規則名	概要
第2号	平26. 5. 30 (平26. 5. 30)	管理職員等の範囲を定める規則の一部を 改正する規則	行政組織規則の改正に伴 う改正
第5号	平26. 9. 5 (平26. 9. 5)	委託等地方公共団体の管理職員等の範囲 を定める規則の一部を改正する規則	各受託等団体における組 織機構改正等に伴う改正

別表 1 職員団体の登録等の状況

(1) 県関係

(平成27年 3月31日現在)

整理 番号	団体名	登録年月日	法人格 の有無	整理 番号	団体名	登録年月日	法人格 の有無
1	自治労鹿児島県職員労働組合	昭41. 10. 12	有	3	鹿児島県高等学校教職員組合	昭44. 6. 24	有
2	鹿児島県教職員組合	41. 10. 12	有	4	鹿児島県立短期大学教職員組合	47. 5. 2	無

(2) 受託等関係

(平成27年 3月31日現在)

整理 番号	団体名	登録年月日	法人格 の有無	整理 番号	団体名	登録年月日	法人格 の有無
1	中種子町役場職員組合	昭42. 1. 30	有	16	指宿市職員労働組合	平18. 11. 16	無
2	南種子町職員労働組合	42. 1. 30	無	17	全日本自治団体労働組合 奄美市職員労働組合	19. 10. 30	無
3	天城町職員労働組合	45. 10. 1	無				
4	徳之島町職員組合	47. 2. 5	有	18	全日本自治団体労働組合 屋久島町職員労働組合	20. 4. 10	無
5	知名町職員組合	47. 3. 7	無				
6	喜界町職員労働組合	48. 2. 16	無	19	南九州市役所職員組合	20. 11. 25	無
7	龍郷町職員組合	50. 10. 24	有	20	南九州市職員労働組合	21. 1. 27	無
8	大崎町職員組合	51. 3. 8	無	21	全日本自治団体労働組合 肝付町職員組合	22. 2. 16	無
9	垂水市役所職員労働組合	53. 12. 25	有				
10	十島村職員組合	59. 9. 17	無	22	自治労南大隅町職員組合	23. 12. 20	無
11	大和村職員労働組合	63. 4. 6	無	23	曾於市職員組合	24. 2. 9	無
12	湧水町職員労働組合	平17. 9. 22	無	24	長島町職員組合	24. 7. 9	無
13	全日本自治団体労働組合	18. 2. 10	無	25	東串良町役場職員組合	24. 10. 10	無
	いちき串木野市職員労働組合			26	さつま町職員組合	24. 12. 27	無
14	南さつま市職員労働組合	18. 2. 10	無	27	与論町職員組合	26. 5. 12	無
15	志布志市職員労働組合	18. 3. 28	無				

別表2 受託団体の名称及び受託年月日

(1) 受託市町村 [20市町村：7市，11町，2村]

(平成27年3月31日現在)

番号	市町村名	受託年月日	番号	市町村名	受託年月日	番号	市町村名	受託年月日
市			町			村		
1	垂水	昭40.4.1	1	南種子	昭28.4.1	1	三島	昭28.6.1
2	曾於	平17.7.15	2	大崎	34.12.25	2	十島	37.6.15
3	いちき串木野	17.10.25	3	東串良	41.1.1			
4	南さつま	17.11.22	4	中種子	41.1.1			
5	指宿	18.1.20	5	さつま	平17.4.1			
6	志布志	18.1.20	6	湧水	17.4.1			
7	南九州	19.12.28	7	錦江	17.4.1			
			8	南大隅	17.4.11			
			9	肝付	17.7.15			
			10	長島	18.4.1			
			11	屋久島	19.10.26			

(参考) 公平委員会設置市：鹿児島市，鹿屋市，枕崎市，阿久根市，西之表市，薩摩川内市，霧島市，伊佐市，日置市，出水市，姶良市（合計11市）

## (2) 公平事務受託一部事務組合等 [27団体]

(平成27年3月31日現在)

番号	一部事務組合名	事務受託年月日	番号	一部事務組合名	事務受託年月日
1	鹿児島県市町村総合事務組合	昭37.10.15	15	曾於北部衛生処理組合	昭56.4.1
2	いちき串木野市・日置市衛生処理組合	41.1.1	16	北薩広域行政事務組合	59.4.1
3	南薩地区衛生管理組合	43.1.1	17	曾於地域公設地方卸売市場管理組合	59.4.1
4	指宿南九州消防組合	47.7.17	18	曾於南部厚生事務組合	61.4.1
5	阿久根地区消防組合	49.8.1	19	熊毛地区消防組合	平5.4.1
6	伊佐湧水消防組合	50.4.1	20	南薩介護保険事務組合	11.8.1
7	大隅曾於地区消防組合	53.4.1	21	始良・伊佐地区介護保険組合	11.11.1
8	指宿広域市町村圏組合	53.4.1	22	曾於地区介護保険組合	11.11.1
9	大隅肝属地区消防組合	53.4.1	23	種子島地区広域事務組合	11.11.1
10	南大隅衛生管理組合	54.4.1	24	大隅肝属広域事務組合	12.11.1
11	中南衛生管理組合	54.4.1	25	公立種子島病院組合	13.11.1
12	大口地方卸売市場管理組合	54.4.1	26	鹿児島県後期高齢者医療広域連合	19.11.1
13	伊佐北始良環境管理組合	54.4.1	27	種子島産婦人科医院組合	21.11.1
14	伊佐北始良火葬場管理組合	54.4.1			

(注) 平成27年3月31日付けで解散した団体を含まない。

(3) 政令402号関係団体

ア 市町村 [12市町村：1市，9町，2村]

(平成27年3月31日現在)

番号	市町村名	番号	市町村名
1	奄美市	7	徳之島町
2	大和村	8	天城町
3	宇検村	9	伊仙町
4	瀬戸内町	10	和泊町
5	龍郷町	11	知名町
6	喜界町	12	与論町

イ 一部事務組合等 [10団体]

(平成27年3月31日現在)

番号	一部事務組合等	設立年月日
1	大島地区衛生組合	昭 48. 8. 17
2	沖永良部衛生管理組合	51. 4. 1
3	沖永良部与論地区広域事務組合	58. 2. 3
4	徳之島地区消防組合	59. 4. 1
5	大島地区消防組合	平 元. 4. 1
6	奄美群島広域事務組合	3. 7. 1
7	大島農業共済事務組合	11. 2. 8
8	徳之島地区介護保険組合	11. 6. 1
9	奄美大島地区介護保険一部事務組合	11. 6. 1
10	徳之島愛ランド広域連合	13. 3. 8

別表3 労働基準法による事業所区分

(1) 人事委員会が労働基準監督機関としての職権を行使する事業所 (平成26年6月16日改正)

労働基準法による事業所区分	事業内容	事業所	
		部局名	事業所名
別表第1第12号	教育, 研究, 調査	知事部局 総務部 環境林務部 商工労働水産部  農政部   危機管理局	短期大学 歴史資料センター黎明館 環境保健センター 森林技術総合センター 工業技術センター 高等技術専門学校 (4) 障害者職業能力開発校 水産技術開発センター 農業開発総合センター 農業開発総合センター支場 (4) 農業開発総合センター茶業部 農業開発総合センター茶業部大隅分場 農業開発総合センター果樹部 農業開発総合センター果樹部北薩分場 農業開発総合センター畜産試験場 フラワーセンター 肉用牛改良研究所 消防学校 環境放射線監視センター 25
		教育委員会 事務局	楠隼中学校 高等学校 (66) 特別支援学校 (寄宿舎を除く。) (16) 総合教育センター 図書館 (2) 青少年研修センター 霧島自然ふれあいセンター 少年自然の家 (2) 博物館 埋蔵文化財センター 92
		公安委員会 警察本部	警察学校 1
官公署の事業 (別表第1に掲げる事業を除く。)	同左	知事部局 総務部  保健福祉部 商工労働水産部 農政部  危機管理局 地域振興局   支庁	本庁 東京事務所 消費生活センター かがしま県民交流センター 女性相談センター 知的障害者更生相談所 (2) 大阪事務所 福岡事務所 計量検定所 病虫害防除所 家畜保健衛生所 (6) 家畜保健衛生所支所 (3) 防災航空センター 地域振興局 (保健福祉環境部, 北薩地域振興局建設部甑島支所, 鹿児島地域振興局総務企画部自動車税課, 大隅地域振興局建設部河川港湾課志布志市駐在及び曾於畑地かんがい農業推進センターを除く。) (5) 北薩地域振興局建設部甑島支所 鹿児島地域振興局総務企画部自動車税課 大隅地域振興局建設部河川港湾課志布志市駐在 曾於畑地かんがい農業推進センター 支庁 (保健福祉環境部及び大島支庁農林水産部農政普及課特殊病虫害係を除く。) (2) 熊毛支庁屋久島事務所 (保健福祉環境課を除く。) 大島支庁瀬戸内事務所 大島支庁喜界事務所 大島支庁徳之島事務所 (保健衛生環境課を除く。) 大島支庁沖永良部事務所 大島消費生活相談所 38

労働基準法による事業所区分	事業内容	事業所	
		部局名	事業所名
官公署の事業（別表第1に掲げる事業を除く。）	同左	教育委員会事務局	本庁 教育事務所（7） 総合体育センター 9
		公安委員会警察本部	警察本部 警察署（28） 29
		その他各種委員会	議会事務局 選挙管理委員会事務局 人事委員会事務局 監査委員事務局 労働委員会事務局 海区漁業調整委員会事務局 内水面漁場管理委員会事務局 7
計		201 事業所	

（注） 企業職員及び単純労務職員は、労働局及び労働基準監督署の所管である。

（2） 労働基準監督署が労働基準監督機関としての職権を行使する事業所

労働基準法による事業所区分	事業内容	事業所	
		部局名	事業所名
別表第1第1号	水道	工業用水道部	工業用水課 1
別表第1第7号	飼育，畜産	知事部局支庁	大島支庁農林水産部農政普及課特殊病虫害係 1
別表第1第13号	保健衛生	知事部局保健福祉部	精神保健福祉センター ハートピアかごしま 若駒学園 こども総合療育センター 難病相談・支援センター 児童相談所（3） 食肉衛生検査所（7） 動物愛護センター 保健福祉環境部（支所を除く。）（5） 保健福祉環境部支所（4） 保健福祉環境部（2） 熊毛支庁屋久島事務所保健福祉環境課 大島支庁徳之島事務所保健衛生環境課 29
		県立病院局	県立病院課 病院（4） 県民健康プラザ鹿屋医療センター 6
		教育委員会事務局	特別支援学校寄宿舎（5） 5
計		42 事業所	

別表4 クレーン等の設置状況

(平成27年3月31日現在, 単位: 基)

事業所名	ボイラー	第一種压力容器	クレーン	ゴンドラ	計
水産技術開発センター		1			1
工業技術センター		4			4
歴史資料センター黎明館	2				2
農業開発総合センター		4 (1)			4 (1)
大隅加工技術研究センター		2			2
鹿児島地域振興局 (建設部)			2 (1)		2 (1)
北薩地域振興局 (建設部)			1		1
大隅地域振興局建設部河川港湾課志布志市駐在			4		4
鹿児島県本庁 (出納局管財課)				5	5
かごしま県民交流センター			1 (1)	1	2 (1)
鹿児島水産高等学校	1	2			3
薩摩中央高等学校		1			1
徳之島高等学校		1			1
川内商工高等学校	1				1
鹿屋農業高等学校		1			1
加治木工業高等学校	1				1
伊佐農林高等学校		1			1
鹿屋工業高等学校	1				1
市来農芸高等学校		1			1
鶴翔高等学校		2			2
種子島高等学校		1			1
末吉高等学校		1			1
山川高等学校		1			1
加世田常潤高等学校		2			2
<b>計 24 事業所</b>	<b>6 (0)</b>	<b>25 (1)</b>	<b>8 (2)</b>	<b>6 (0)</b>	<b>45 (3)</b>

(注) ( ) は、休止報告のあった基数で、うち書。





人事委員会年報（平成26年度）

平成27年8月 発行

編 集

鹿児島県人事委員会事務局  
鹿児島市鴨池新町10番1号  
電話（代表）099-286-2111